

議案第 27 号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 24 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
(案)

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

三次市栗屋学校給食共同調理場	三次市栗屋町 2 3 4 6 番地 5
三次市三次学校給食共同調理場	三次市三次町 1 8 5 1 番地 1
三次市八次学校給食共同調理場	三次市畠敷町 1 7 2 7 番地 1
三次市田幸学校給食共同調理場	三次市大田幸町 1 6 0 0 番地 1

」を

「

三次市三次学校給食センター	三次市四拾貫町 1 0 1 4 5 番地 1
---------------	------------------------

」に

改める。

第 4 条中「，場長」の次に「又はセンター長（以下「場長等」と総称する。）

」を加える。

第5条及び第6条第2項中「場長」を「場長等」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 27 号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行																														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 共同調理場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三次市三次 学校給食セ ンター</td> <td>三次市四拾貫町 1 0 1 4 5 番地 1</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第 4 条 教育委員会は、共同調理場に、場長又はセンター長（以下「場長等」と総称する。）、栄養士その他必要な職員を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第 5 条 場長等は、教育委員会の命を受け、共同調理場に属する業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 委員会の委員は、場長等が推薦し、教育委員会が委嘱する。</p>	名称	位置	三次市三次 学校給食セ ンター	三次市四拾貫町 1 0 1 4 5 番地 1													略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 共同調理場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三次市粟屋 学校給食共 同調理場</td> <td>三次市粟屋町 2 3 4 6 番地 5</td> </tr> <tr> <td>三次市三次 学校給食共 同調理場</td> <td>三次市三次町 1 8 5 1 番地 1</td> </tr> <tr> <td>三次市八次 学校給食共 同調理場</td> <td>三次市畠敷町 1 7 2 7 番地 1</td> </tr> <tr> <td>三次市田幸 学校給食共 同調理場</td> <td>三次市大田幸町 1 6 0 0 番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第 4 条 教育委員会は、共同調理場に、場長 _____、栄養士その他必要な職員を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第 5 条 場長 _____ は、教育委員会の命を受け、共同調理場に属する業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 委員会の委員は、場長 _____ が推薦し、教育委員会が委嘱する。</p>	名称	位置	三次市粟屋 学校給食共 同調理場	三次市粟屋町 2 3 4 6 番地 5	三次市三次 学校給食共 同調理場	三次市三次町 1 8 5 1 番地 1	三次市八次 学校給食共 同調理場	三次市畠敷町 1 7 2 7 番地 1	三次市田幸 学校給食共 同調理場	三次市大田幸町 1 6 0 0 番地 1	略	略
名称	位置																														
三次市三次 学校給食セ ンター	三次市四拾貫町 1 0 1 4 5 番地 1																														
略	略																														
名称	位置																														
三次市粟屋 学校給食共 同調理場	三次市粟屋町 2 3 4 6 番地 5																														
三次市三次 学校給食共 同調理場	三次市三次町 1 8 5 1 番地 1																														
三次市八次 学校給食共 同調理場	三次市畠敷町 1 7 2 7 番地 1																														
三次市田幸 学校給食共 同調理場	三次市大田幸町 1 6 0 0 番地 1																														
略	略																														

議案第27号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部改正について

1 提案理由

(仮称)三次市新学校給食調理場が令和5年9月から稼働することに伴い、三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正するもの。

2 要旨

旧三次市内の4学校給食共同調理場(粟屋・三次・八次・田幸)を廃止し、三次学校給食センターを設置する。

3 事業内容

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例(平成16年三次市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

三次市粟屋学校給食共同調理場	三次市粟屋町2346番地5
三次市三次学校給食共同調理場	三次市三次町1851番地1
三次市八次学校給食共同調理場	三次市畠敷町1727番地1
三次市田幸学校給食共同調理場	三次市大田幸町1600番地1

」を

「

三次市三次学校給食センター	三次市四拾貫町10145番地1
---------------	-----------------

」に改め

る。

備考